

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会

平成一九年二月、南アルプスに関係する静岡・山梨・長野三県の関係十市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録を目指し、「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」を設立しました。推進協議会では、「学術的知見の集積」、「保護担保措置の拡充」、「国民的な合意の形成」を取組方針として掲げ、様々な活動を実施しています。

活動内容

1. 学術的知見の集積

南アルプスの「地球規模での顕著で普遍的な価値」を明らかにするため、南アルプスの特殊性や独自性、普遍性についての学術的な知見を集積します。

○総合学術検討委員会・各県学術検討委員会



各県の構成市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録に向けた学術的知見の集積を図るために、平成19年度にそれぞれ学術検討委員会を設置し、調査・検討を進めるとともに、合同の意見交換会等も開催し、情報共有に努めています。

○南アルプス学術フォーラム



南アルプスの学術的知見を集積し、多くの方に知ってもらうため、平成20年12月20日、南アルプス市において「南アルプス学術フォーラム」を開催しました。約300名が観覧する中、基調講演やパネルセッション等が行われ、3県の学術検討委員会から学術調査推進提言がなされました。

○ジオパークへの取り組み



〈北川露頭〉
南アルプスの地形・地質に関する学術的知見の集積を図るため、推進協議会にジオパーク推進部会を設置し、ジオパークへの登録に向けた取り組みを実施しています。その成果が実り、平成20年12月、南アルプスの中央構造線エリアが日本ジオパークに認定されました。

2. 保護担保措置の拡充

南アルプスの傑出した自然環境を将来に継承するため、地域をあげて南アルプスの保護管理体制の構築と適正利用方策の検討を行います。

○関係機関への要望活動



平成19年度と平成20年度の2回にわたり、環境省と林野庁に対し、①南アルプス地域における高山植物等被害対策の実施について、②南アルプス国立公園の公園区域及び公園計画の見直しについて、③南アルプス国立公園を専管する自然保護官事務所の設置及び専任の自然保護官の配置について、④エコツーリズム推進法に基づく国の支援策の拡充について、の4項目について要望活動を行いました。その成果が実り、平成20年10月、南アルプス地域に専任の自然保護官が配置されました。

○幹事会・各県連絡協議会代表者会議



南アルプスの世界自然遺産登録に向けた検討を行うため、随時、構成市町村の担当課長級から構成される幹事会を開催するとともに、各県連絡協議会の代表者会議も開催し、3県相互の連携・協力体制を構築しています。

○植生復元活動等への参加



南アルプス地域におけるニホンジカの食害が顕著であることを踏まえ、現在、自然環境団体等が主体となって各地で実施されている防鹿柵の設置や美化清掃等の植生復元活動に積極的に参加しています。

一防鹿柵の中で確認された植物一



ニッコウキスゲ（聖平）



トモエシオガマ（三伏峠）

3. 国民的な合意の形成

南アルプスを日本の宝、世界の宝として多くの国民の皆さんに認識してもらうため、南アルプスの素晴らしさや魅力を積極的に発信します。

○南アルプスサミット



南アルプスの素晴らしさを多くの国民に伝えるため、平成19年7月28日、静岡市において「南アルプスサミット」を開催しました。約900名が観覧する中、基調講演や事例発表等が行われ、南アルプス世界自然遺産登録推進アピールが採択されました。

○国立公園フェアへの出展



平成19年度と平成20年度に自然公園法50周年記念事業の一環として、環境省主唱で開催された「国立公園フェア」にブースを出展し、推進協議会の活動の周知を図るとともに、南アルプスの魅力を広く国民にアピールしました。

○南アルプス賛助会員



南アルプスの世界自然遺産登録に向けた取り組みの輪を拡大するため、南アルプスの世界自然遺産登録の推進に賛同する団体や個人を賛助会員として募集し、平成21年3月末現在、南アルプス賛助会員は317団体・人（65団体、252人）となっています。

詳細については、ホームページ (<http://www.minamialps-wh.jp/>) をご覧ください。